

( 別 添 )

## 提出書類の作成等に係る説明

<提出に必要な書類に関する説明>

### ○事業進行予定表の記載事項

—— 提出から開設までの業務進行に係る日程を記載してください。

事業進行予定表に記載する業務の例

- ・ 社会福祉法人設立に関する業務（該当する場合）
- ・ 資金計画等に関する業務
- ・ 各種規制法令の手続きに関する業務
- ・ 用地取得（確保）に関する業務（該当する場合）
- ・ 建設業者選定に関する業務
- ・ 建設業務に関する業務（着工～竣工）
- ・ 従業者確保等に関する業務
- ・ 利用者確保等に関する業務 等

### ○原本証明の記載例

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

法 人 名

代 表 者 名 ⑩

<地域密着型介護老人福祉施設整備事業計画書（様式第2号）に関する説明>

### ○「5 事業に要する経費及び資金等に関する計画について」に係る記載事項

#### 1 事業費について

- ・ 施設整備費 — 建物整備費及びそれに伴う施設、設備等の整備費（建物建築費，電気工事費，浄化槽整備費，設計監理費 等の経費）
- ・ 設備費 — 機械類，備品 等の整備費
- ・ 運営費等 — 開設初年度の運営 等の経費
- ・ その他 — 造成費，その他の経費

※摘要欄には、項目ごとに主な経費及び計画額を記載してください。

#### 2 資金計画について

- ・ 自己資金 — 各種積立金等の利用など確実性のある現有資金であることが求められます。
- ・ 寄附金 — 寄附金については、書面により贈与契約が締結されてい

る又は寄附者の所得、資産状況等からその寄附が確実なものについてのみ記載してください。

- ・借入金 — 摘要欄に、借入先(金融機関等)を記載してください。
- ・補助金 — 今回募集する地域密着型施設の整備については、県の補助(山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助)又は国の交付金を申請し、建設補助として事業者に交付する予定です。

これに関しては、以下の点にご留意ください。

- この県の補助は、確約されたものではありません。今後選定された後に申請を行いますので、あらかじめご承知願います。  
また、市の単独補助は、県の補助の採択又は不採択にかかわらず、行いません。
- 現在(平成24年度)の県の補助金交付要綱における補助金額は、次のとおりの算出となります。
  - ・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)建設補助金額  
223万円×定員数
- 施設整備に係る補助とは別に、開設準備のための県の補助金(山梨県施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助)も申請することができます。
- 現在(平成24年度)の県の補助金交付要綱における補助金額は、次のとおりの算出となります。  
60万円×定員数

※「事業費」「資金計画」いずれも記載のない項目がある場合は、空欄に追加のうえ記載してください。

○「10 事故防止対策等に係る計画」に関する説明

—— 主に、次のようなことがらに関する計画を記載してください。

1 事故防止対策計画

(1) 事故の未然防止のための体制等に関する計画

- ①事故防止のための組織の整備
  - ・事故防止専門組織などの設置による体制整備
  - ・担当従業者の育成
  - ・事故の未然防止の体制及び職務

②医薬品、医療機器・介護機器、車両等の整備及び管理体制

(2) 事故発生時の対応等に関する計画

- ①医療処置
  - ・医療担当従業者(看護師等)の配置
  - ・(夜間を含む)医療処置体制の整備
  - ・応急処置等に関する研修の実施

- ②医療機関との連携 ・ 医療機関への連絡及び搬送体制
- ③責任者等組織内の連絡体制の整備
- ④家族、利用者への報告体制
- ⑤行政への報告体制の整備
- (3) 事故再発防止に関する計画
- (4) その他の事項
- 2 衛生管理計画
  - (1) 日常の衛生管理等に関する計画
    - ①感染管理体制の整備 ・ 施設内感染対策組織の設置等体制整備  
・ 従業者の衛生管理に関する研修の実施
    - ②平常時の環境整備に関する計画 ・ 感染症対策のための指針の整備  
・ 日常の医療処置  
・ 予防措置
  - (2) 感染症発生時の対応等に関する計画
    - ①感染症発生状況の把握
    - ②感染拡大の防止に関する措置
    - ③医療処置に関する計画
    - ④行政機関への連絡体制
  - (3) 関係機関との連携等に関する計画
  - (4) その他の事項
- 3 苦情処理対策に関する計画
  - (1) 利用者からの苦情等に対する体制に関する計画
    - ・ 常設の窓口・担当者の設置等
  - (2) 円滑・迅速な苦情処理方策に関する計画
    - ①円滑・迅速に苦情処理を行うための体制
    - ②苦情処理に関する手順の整備
  - (3) その他の事項